

## 『大山日ノ丸証券の約款・規定集』一部改定のお知らせ

2019年7月16日（国内上場株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日）を効力発生日（注）として、「大山日ノ丸証券の約款・規定集」を一部改定いたします。詳細につきましては新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

（注）当該実施日が変更された場合には、変更された実施日を効力発生日とします。

（2019年7月16日より適用[下線部改訂]）

### 「国内外貨建債券取引約款」新旧対照表

新	旧
<p>（受渡期日）</p> <p>第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3営業日目</u> とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、2019年7月16日から施行する</u></p>	<p>（受渡期日）</p> <p>第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4営業日目</u> とする。</p>

### 「外国証券取引口座約款」新旧対照表

新	旧
<p>（受渡日等）</p> <p>第17条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <u>3営業日目</u> とします。</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、2019年7月16日から施行する</u></p>	<p>（受渡日等）</p> <p>第17条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) ( 省 略 )</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して <u>4営業日目</u> とします。</p>